

大正期の教化団体史

— その 3 —

山本 悠三

(平成 16 年 9 月 30 日受理)

The History of Enlightening Groups in Taisho Period

— Part 3 —

YAMAMOTO, YUZO

(Received on September 30, 2004)

キーワード：内務官僚、文部官僚、教化団体

Key words : domestic bureaucrat, educational bureaucrat, enlightening groups

〈目次〉

- 序章 問題の所在
- 第1章 教化団体組織化への道程 (以上前々号)
- 第2章 教化団体連合会結成の諸側面 (以上前号)
- 第3章 行政調査会での論議と経過 (以下本号)
 - 1. 行政調査会の設置
 - 2. 教化団体の所管要求の経緯
 - 3. 文部省の所管決定とその意義
- 終章 若干の総括

第3章 行政調査会での論議と経過

1. 行政調査会の設置

これまで明らかにしてきたように、内務・文部両省による教化団体の所管要求は教化団体連合会（以下適宜連合会と略す）が結成される（1924（大正13）年1月）以前から既に見られた。

行論の関係から多少の重複を厭わずこれまでの経緯を述べておくと、内務省は民力涵養運動下に懇談会を開いて教化団体関係者との関係を深めたほか（大正10年4月）、教化団体連合会の結成にあたっては内相以下社会局のスタッフを中心に専念した。この連合会の組織化を通して、教化団体の所管は内務省との認識が生まれていたとして

も不自然ではない。

一方、文部省も赤司鷹一郎普通学務局長が教化団体の所管は文部省との発言をしており（大正10年6月段階）社会教育局の設置が具体的な段階となった1923年前半にも教化団体の所管を意思表示していた。さらに、連合会が結成される段階では「一時文部省は受身の地位にあつた」（川本）ものの、その後から文部官僚が文相をして積極的な姿勢を探らせたことに見られるように、絶えず教化団体に対しては深い関心を寄せていた。

以上のように内務・文部両省は教化団体の所管に対しては一步も譲れない状況にあり、一進一退の関係にあつたが、教化団体連合会の結成に積極的なかかわりを見せた内務省が1924（大正13）年段階の時点では一步リードしていたとも思われる。

とはいって、教化団体の所管は未だ確定をみていかなかった。一つの事項が複数の省庁にまたがって所管されていることは、行政面からみても非効率的であることはいうまでもない。このことは教化団体に限られたことではないが、教化団体に関する両省間の所管要求はいずれ決着をつけなければならない時期にきていたのである。

行政調査会はそうした要求に応えるべく1925（大正14）年5月に設置された。もっとも、行政調査会は内務・文部両省間で教化団体の所管を調整するためだけに設置されたわけではない。この時期他の省庁間でも同じように行政領域が重複する事態が生じており、全般的に調整が必要とされる段階にきていたのであった。そこでまず、行政調査会の概要から述べておきたい。

行政調査会は1925年5月1日に閣議決定があり、2日に裁可された。そして、内閣（第1次加藤高明内閣）に設置され首相の監督下に属することになった。会長は内相の浜口雄幸が就き、以下委員には司法相（小川平吉）内閣書記官長（江木翼）、法制局長官（塚本清治）、政務次官（当初大蔵、農林、通信の3人、直後4人、以後11人となる）、各省庁事務次官（11人）が就任し、その下に幹事が配属された⁽¹⁾。

行政調査会は設置されてから1927（昭和2）年6月13日に閉会されるまでの約2年の間に、総会のほか68回に及ぶ幹事会⁽²⁾、25回を数える委員会⁽³⁾、9回の特別委員会⁽⁴⁾が開かれている。

その間に「目下行政部内ノ処務ノ情況ヲ看ルニ改善ヲ要スヘキモノ少カラス。今其中ニ就キ顯著ナルモノ」として提示された12に及ぶ項目が審議された。審議項目は閉会後に田中義一内閣（昭和2年4月20日成立）の下で新たに設けられた内閣直属の行政制度審議会に受け継がれていくことになる。

行政調査会で提示された12の項目には1、文官任用令ノ規定稍々窮屈ニ過キ、広ク適材ヲ得ルニ不便ナルヲ以テ之カ改正ヲ要スルコト、2、文官中高等官ノ官職名義甚シク多様ニ分レ処務ヲ複雜ナラシムル嫌ヲ生スルヲ以テ、之ヲ整理スルコト等が見られるが、各省庁間もしくは一省庁内の所管の重複や分散を整理、調整することに関する項目としては、3、官庁局課ノ按配甚シク多岐ニ分レ繁文ノ虞レアルヲ以テ、之ヲ整理スルコト、4、各官庁ノ権限相互錯綜セルモノ多ク、之ヲ整理スルノ要アルコト、9、各官庁ノ許可ヲ要スルモノ繁多ニ涉リ、之カ整理ノ必要ナルコト等がある⁽⁵⁾。

そのうち、本稿では内務・文部両省間の教化団体の所管に言及するが、最も関係する項目は4の各官庁ノ権限相互錯綜セル……である。

なお、3は一省庁内の局課の所管を整理、調整するものであったが、これらの項目は先述したように、各省庁間や一省庁内間を問わず錯綜する行政領域の整理、調整が必要な段階にあったことをまさしく物語っている。

2. 教化団体の所管要求の経緯

そこで、行政調査会の関係史料を紐解きながら教化団体の所管要求に関する経過を明らかにしたい。

事実経過に則して述べると、設置直後の大正14年

5月27日に開催された第3回の幹事会（第1回は5月14日、第2回は5月23日）で「体育、社会教化ニ関スル内務文部両省間ノ権限ヲ決定スルコト」という提案が見られた。これが行政調査会で社会教化に関して確認出来る最初の記録であると思われる。

その提案に関してまず幹事の河田烈大蔵省主計局長から趣旨説明が行われたほか、同じく幹事の潮恵之輔内務省地方局長から前者の体育に関して「一般国民ノ体育ナル故ニ内務省衛生局ノ主管トナスヘキモノトノ主義ヲ採用シ来レル旨」が述べられた。それに対して、幹事の栗屋謙文部省専門學務局長からは「文部省トシテハ学校以外ノ教育モ其ノ所管ト考フルカ故ニ体育ニ関スル事項ハ總テ文部省ノ所管トスヘキ旨」が述べられた。

その場では、「結局此ノ問題ニ關シテ」はそれ以外に両省の所管要求の説明は見られず（したがって社会教化の部分についての説明は見られない）、潮、栗屋の両幹事から改めてそれぞれ詳細な説明書が提出されることになった。

なお、河田による提案の趣旨説明に関しては第3回の幹事会会議録に所収の「行政調査項目説明（大蔵省）」という文書の中に、「各官庁間ノ権限系統」の1つに「体育、社会教化ニ関スル……」の提案理由として掲げられている。そのうち体育に関しては略すことにして、社会教化の部分に関してのみ見ておきたい。

次（ニカ一引用者註）社会教化ニ關シテハ由來社会問題ハ内務系統ニ屬スルモノノ如キモ一方近來社会教育問題ノ捲頭シ共ニ学校教育特ニ大学教育ノ通俗的開放、市民教育化トモ称スヘキ傾向著シクナルニ伴ヒ学校教育ト社会教化トノ近接トナリ其ノ所管ノ界限稍不明ニ近キ嫌アリ例ヘハ青年団ニ關スル事項ハ内務省ノ所管セラルルモ少年団（ボーイスカウト）ノ事項ハ文部省所管トセラルルアリ 宗教的団体ハ文部省所管ナルモ教化団体ト称スルモノニ付キテハ内務省所管トセラルルアリ之等ニ付キ具体的問題起ル毎ニ両省間ニ所管上ノ疑義ヲ生ズ

この提案理由によれば社会問題に関する事項は從来から内務省の所管であったことから、社会教化もその系統に属するものとされてきた。ところが、社会教育の領域が拡大してきたことから文部省の行政領域との境界が不明確となり、それぞれを区分する必要が生じてきた。そこで、青年団は内務省の所管、少年団は文部省の所管としたほか、宗教的団体は文部省の所管としたのに対して、教化団体は内務省の所管という区分がされることに

なったというものである。

ここでは青年団、少年団、宗教的団体、教化団体が社会教化の範疇に含められていたことになるが、そのことの論議はひとまず置くとしよう。

これらの事項は内務・文部両省間で絶えず所管を巡る論議が起こってきたとはいえ、教化団体に関しては行政調査会設置直後の段階では内務省の所管として認識されていたことになる。その認識は教化団体連合会の結成に直接かかわったのが、これまで見たように内務省社会局であったことと無関係ではないと思われる。

また、この認識は河田の個人的な見解というより（それもあるであろうが）、大蔵省の見解として考えるべきであろう。さらに、冒頭の趣旨説明ということから行政調査会内でとりあえずは了承されていた見解であるとも考えられる。

第3回の幹事会で潮、粟屋両幹事より提出されることになった説明書は、直後の5月30日開催の第4回の幹事会で提出されている。その際、第4回の幹事会会議録には「体育ニ関スル問題及社会教化ニ関スル問題ハ内務、文部、大蔵ノ各幹事ニテ立案」とある。内務省と文部省でそれぞれ立案されていたことはいうまでもないが、そこでは大蔵省からも「立案」されていたことに留意しておきたい。それは第3回の幹事会で大蔵省の河田幹事が提案の趣旨説明を行っていたことに関係するものと思われる。

大蔵省案に関しては後で論じることにして、まず内務省と文部省からそれぞれ提出された説明書を検討してみたい。その説明書には体育及び社会教化に関するものほか、内務省と文部省が相互にかかわった項目のすべてが掲げられているので、それらの項目まで目配りをしておきたい。

ただ、第3回の幹事会と第4回の幹事会との間は僅かに3日しかない。このことから、第3回の幹事会の決定を受けて第4回の幹事会までの間に説明書が作成されたというよりも、両省とも説明書は第3回の幹事会が開始される前から（というより行政調査会の開始以前から）既に準備していたものと思われる。

その点に関してはともかくとして、両省から提出された説明書の諸項目について掲げておきたい。

まず、内務省から提出された説明書にあたる「行政調査会議案（三）」をみておきたい。提案者の潮によれば、○医師、歯科医師、薬剤師ノ試験及其ノ資格ニ関スル私

立学校ノ指定ニ関スル事務ヲ内務省所管トス、○運動及競技ニ関スル事項ハ内務省ニ於テ統一主管スルコト、○青年団体及処女会ニ関スル事項ハ文部省ニ移管スルコトヲ否トスル理由、○感化院ヲ文部省ノ所管ト為スヲ否トスル理由等を掲げていた（○は原文のまま）。

一方、文部省から提出された説明書にあたる「行政調査会議案（八）」をみておきたい。提案者の粟屋によれば「内務省所管ヨリ文部省所管ニ移スヲ適當ト認ム」るものとして、1. 青年団体及処女会ニ関スル事項、1. 教化事業ニ関スル事項、1. 感化教育ニ関スル事項、1. 体育ニ関スル事項等を掲げていた。

そして、各項目にはそれぞれ詳細な提案理由が付されていた。ここでは教化団体以外の項目についての提案理由に関しては検討を略すが⁽⁶⁾、各項目に関して若干コメントをしておくと、内務・文部両省がともに所管を主張した項目としては、運動及び競技と体育、感化院と感化教育、青年団体及び処女会である。

それに対して、内務省から主張された医師、歯科医師、薬剤師関係の事務の移管については文部省では主張されておらず、文部省から主張された教化事業（教化団体）の移管は内務省の主張にはみられない。主張されていない項目に関しては、あえて主張するほど関心のあるものではなかったのか、それとも既得権として認識されていたが故に主張するまでもなかったのか、そのいずれかであろう。

では、内務省が教化団体の所管について語らなかったのは上記のうちどちらであろうか。先述した第3回幹事会で提出された「行政調査項目説明（大蔵省）」に関する提案理由の中で、「教化団体ト称スルモノニ付キテハ内務省所管トセラルアリ」と述べられていたように、教化団体は内務省の権限という認識が行政調査会で一応了承されていたと述べた。そのことからすれば、主張されなかった理由は後者と思われる。

それに対して、文部省の教化団体に対する所管要求は内務省とは好対照であった。文部省は教化団体という語句も使用してはいたが、それより行政調査会では教化事業という語句を多用していた。これは内務省が教化団体という語句を使用していたのに対して、意図的に教化事業という語句を多用することで、文部省としての独自性を強調するものであったためであろうか。

その点はともかくとして、「行政調査会議案（八）」に所収されている「教化事業ニ関スル件」という文書を檢

討しておきたい。その文書で同項は内務省所管ではなく内務・文部の「(両省所管)」とされている。文部省としては内務省の所管と認めるわけにはいかなかったが、さりとて文部省の所管とも明言出来なかつたのであろう。そうした微妙なバランスが「(両省所管)」という表現になつたものと思われる。

そこでは「沿革」と「文部省専管トナスノ理由」の2種類から成っている。そこでまず、「沿革」と「文部省専管トナスノ理由」のそれぞれの項目を掲げておこう。

前者は以下の3項目である（ここでも行論の関係上引用箇所は記述部分と一部重複することになる）。

1. 教化運動ニ就キテハ從来主トシテ文部省ニ於テ獎励シ來リ、大正九年既ニ教化団体連合協議会ヲ開催セリ。
1. 大正十三年二月（一月の誤り—引用者註）社会局主動（導カ—引用者註）トナリ、文部省モ之ニ賛シ教化団体連合会ヲ組織セリ。
1. 大正十三年度ノ予算編成ニ際シ社会局及ヒ文部省共ニ教化団体調査獎励費ヲ要求シ、大藏省ニ於テ両省關係者合議シ遂ニ社会局ノ予算トシテ組ミ入ルルニ至リタルモ支出ニ當リテハ文部省ト協議ヲ要スルコトナレリ。

次に後者であるが以下の2項目である。

1. 教化運動ハ倫理運動ニシテ教育並ニ宗教トノ関係密接ナルヲ要シ、又各種ノ学会等トモ離ルベカラサル關係ヲ有スルモノニシテ、現今此ノ運動ノ衝ニ当レル者モ多ク教育家、宗教家其他倫理運動關係者ナリ。
1. 教化団体ニシテ法人組織トナレルモノニハ文部省ニ於テ認可セルモノ多シ。

上記のうちまず「沿革」の諸項目に関してコメントをしておきたい。

第1項は文部省が大正9年に開催した教化団体連合協議会を事例に挙げている。このことから歴史的にも教化団体にかかわってきたのは主に文部省であったことを主張するものであったが、その具体的な動向は第1章第3節で見たとおりである。その起点が大正9年か10年であったかはともかくとして、文部省が教化団体の連合組織化にかかわったのは内務省より僅かではあるが早く、文部省もその点を強調したかったものと考えられる。

また、第2項は第2章第1節でも触れたが、教化団体連合会の結成にあたって内務省社会局が中心とはなつたものの、文部省も「之ニ賛シ」たことを主張するものであった。このことから教化団体連合会の結成は内務省が

主として担当したことをひとまず認めるとして（その本心はともかく）、文部省も賛同する立場にあったことを強調するものであった。さらに、第3項も同じく第2章第1節で触れたが、内務省社会局と文部省が教化団体の調査獎励費を要求したのに対して、大藏省は内務省社会局の予算として計上したが、支出に関しては文部省との「協議」が必要とのスタンスを探るものであった。

「沿革」の諸項目のうち第2項と第3項によれば、教化団体連合会の結成にあたっては内務省社会局が主導する立場にあり、予算に関しても内務省社会局に主導権があったとしても、文部省も補助的な位置に留まっていたというわけではないことを強調していたことになる。この点に関しては既に述べた（第2章第1節を参照）。

しかし、第2項で文部省が「之ニ賛シ」としているが、内務省社会局に対して具体的にはどのような形で「賛シ」ていたのかについてまでは明らかにされていない。文部省が教化団体連合会の結成過程に直接どうかかわったのか自体が明らかではないことは既に述べた。まして、川本によれば文部省はその頃「受身の地位」に甘んじていたわけであるが、そうした事実関係を前にして文部省が教化団体連合会の結成に寄与したことを強調したとしても、この説明文では何ら説得力を発揮するものではない。

もし、文部省が教化団体連合会の結成に寄与したことを強調したいのであれば、どのように寄与したのかという具体的な事実関係を挙げて、行政調査会のその場かもしくはそれよりも前の段階でアピールをすべきであるはずである。

教化団体連合会が結成されてから行政調査会が開始されるまでの期間は、少なくとも1年以上はあったはずである。したがって、行政調査会かもしくはそれ以前のいづれかの時期にアピールすることは、教化団体の組織化に最初に着手したのが文部省であるとの自信から考え当然の行為のようにも思われるのだが、そのことから考えると、この項目は行政調査会に提出するにあたって急遽思ひ立った言い訳といえなくもない。

これら「沿革」に見られる弁明に比べると、「文部省専管トナスノ理由」に掲げられている諸項目では、文部省は教化団体の所管に対してより積極的なアピールを行っている。とりわけ、第2項は教化団体の法人組織に関する許認可は文部省が主として携わってきたことを強調するものであったが、そのことは教化団体の所管は文部省であるということを明言していたことにもなろう。

こうした文部省の執拗なまでの教化団体への所管要求は、内務省が教化団体連合会の結成に主として当たったことから、その遅れをカバーしさらには巻き返しを図ることを行政調査会の場に求めていたためではなかろうかとも思われるのである。

ところで、第4回の幹事会で内務・文部両省とともに提出された「大蔵ノ……立案」とはどのようなものであったのであろうか。

それに関する大蔵省から提出された説明書にあたる「行政調査会議案(四)」に示されている。そこでは「体育・社会教化ニ関スル内務、文部両省間ノ権限ヲ決定スルコト」とあり、教化団体に関連する説明としては「次(ニカ一引用者註)社会教化ニ関シテハ由来社会問題ハ内務系統……」で始まる「行政調査項目説明(大蔵省)」の条文と全く同じ文脈が掲げられている。そのため、おのずと教化団体は「内務省所管トセラル」ことになる。

大蔵省としては提案の趣旨説明にあたる「行政調査項目説明(大蔵省)」と同様に、個別に立案をした場合でも教化団体の所管は内務省との認識を示していたことになるが、当然といえば当然である。

ちなみに、大蔵省が教化団体の所管を内務省とする認識はここに示されていただけではない。先の「沿革」の第3項で教化団体調査奨励費が内務省社会局と文部省の両方から要求されたのに対して、大蔵省は「両省関係者合議」の上とはいえ、内務省「社会局ノ予算トシテ組ミ入」れたことにも見られる。その配分が文部省との「協議」を必要としつも、この判定が内務省に有利に働いていることは明らかである。

これらのことから大蔵省の立場は内務省の支持にあったといえよう。

3. 文部省の所管決定とその意義

行政調査会が設置された直後の段階では、教化団体の所管は内務省に有利な状況が続いているように見える。

ところが、その後の行政調査会の進展を見ると必ずしもその通りの展開とはなっていない。そこでそのあたりの事情に目配りをしながら、その後の行政調査会の進展状況を追っていきたい。

行政調査会が設置されてからほぼ1年後の大正15年7月13日に内閣法制局幹事から「各庁事務系統整理案」(以下「整理案」と略す)という文書が提出されている。

それによれば、整理もしくは調整事項(単に整理事項とする)の提出は内務省、文部省をはじめ内閣、外務省、大蔵省等全部で10省庁に及んでいる。

そして、10省庁の整理事項は全部で54項目(備考も含む)を数えるが、そのうち内務省が関係する項目は13項目で、備考の15項目を加えると計28項目となっている。したがって、内務省関係の整理事項だけで全体の約半数を占めていたことになる。

内務省が関係する13項目とは、1、河川湖沼ノ水利ニ関スル事項……ハ内務省主トシテ之ニ掌ル……から始まり、以下、2、各庁及民間ノ共済組合ニ関スル基本事項ヲ社会局ノ所管トス、3、海員労働ニ関スル事務ハ通信省ヨリ社会局ニ移スモノトス、4、狂犬病予防事務ハ内務省ニ移管スルモノトスと続く。

以上はいずれも文部省以外の省庁に関係するものであるが、文部省に関係した事項に限ると、5、医師、歯科医師、薬剤師ノ試験及其ノ資格ニ関スル私立学校ノ指定ニ関スル事務ノ中試験ニ関スルモノハ内務省、学校指定ハ從来通り文部省ノ所管トス、7、体育ニ関スル事務ハ文部省ノ所管トス、8、社会教化ニ関スル事務ハ文部省ノ所管トス從テ感化院、教化団体、青年団、処女会ニ関スル事務ハ文部省ノ所管トス、9、史跡名勝天然記念物ニ関スル事務ハ文部省ニ移スの4項目となる(このうち9は内務・文部省の「行政調査会議案」のいずれにも見られないが、両省間で争点の1つとなっていたものである)。

一方、文部省が関係する事項としては、1、航空研究所及航空評議会ハ通信省ニ之ヲ移スヘキモノトスとあり、これ1項目のみである。したがって、内務・文部両省にかかる整理事項はすべて内務省の提出事項に含まれていたことになる。

このうち本稿にかかる事項は内務省から提出された8の社会教化ニ関スル事務……であるので、それに関する検討を加えて行きたい。

8の文脈によれば感化院、教化団体、青年団、処女会等はすべて社会教化として分類されている。先に第3回の幹事会会議録の中で社会教化に含まれる事項としては、青年団、少年団、宗教的団体、教化団体等が挙げられてたが、ここではそのうち少年団と宗教的団体の代わりに感化院と処女会が挙げられている。とはいえ、この点に関してはあえて考察を加えるほどのことでもなかろう。

それよりここでまず論じるべきは、感化院、青年団、

処女会とともに、教化団体が文部省の所管とされていたことである。重複をすることになるが事実関係の再確認をしておくと、前年の1925(大正14)年5月に河田幹事による趣旨説明及び大蔵省から提出された「行政調査会議案(四)」では、いずれも教化団体は内務省の所管とされていた。

一方、当の内務省の説明書(「行政調査会議案(三)」)では教化団体の所管について触れてはいないが、そのことは大蔵省の援護もあり教化団体の所管は内務省という認識であったためである、と注釈しておいた。

したがって、その段階では行政調査会内にあって教化団体の所管は内務省ということは一応の了承を得ていたはずである。ということは、この1年間のいづれかの時点で何らかの理由から逆転もしくは変更したことになる。そこにはどのような事情が絡んでいたのであろうか。

若干の推測を交えるとすれば、まず考えられることは大正14年5月30日の第4回幹事会に「行政調査会議案(三)」が提出された際、教化団体の項目が掲載されていなかったが、このことは行政調査会内の認識とは別にその時点で内務省は教化団体の所管を断念していたということである。もっとも、その場合文部省の執拗なまでの所管要求とのバランスが不自然なものとなってしまうので、この解釈は説得力に欠けるであろう。

それよりその際の文部省の執拗なまでの所管要求が功を奏したため、その後のいづれかの時点で文部省の所管となったとも考えられる。では、内務省は何もせずに手を拱いていただけなのであろうか、という疑問が生じることになる。それとも、内務省も必死に所管要求を繰り返したもの、力及ばず「整理案」のような結果となつたのであろうか。

幾つかの推測が成り立つが、大正14年段階の幹事会議録を読み進めていくと、「整理案」の内務省関連の諸項目にすべて含まれてはいないが、内務省社会局は労働組合法案や労働争議調停法案、工場法施行令中改正案などを巡って、海軍省や司法省等と激しい論争を繰り広げていた⁽⁷⁾。内務省社会局が教化団体の所管に関心を示さなくなったのは(というより示せなくなったのは)、他方で激しさを増すこれらの領域の調停に忙殺されたことが一因ではなかろうか、とも考えられるのである。

多少回り道をしたので「整理案」の検討に戻るが、8の項目には付箋が張られ鉛筆書きで3つのメモ書きが添えられている。その3つとは、「一、具体的ニ決定シタ

シ殊ニ感化院ノ移管ハ反対、一、他ハ移管ニハ反対セス但シ合議ヲ要ス、一、勤僕獎勵ハ内、藏二省ニテナスコト(之ハ原案ニハ包含セス)」である。

このメモは誰によって書かれたのであろうか。感化院の文部省への移管に反対していることから内務省関係者とも推測されるが、それなら教化団体、青年団、処女会の移管にも反対するであろうから調停役の立場にあった人物かとも考えられる。

このメモから判断する限り、内務・文部両省間で一番の関心事となっていたのは感化院の所管ではなかったかと思われる。内務・文部両省間で諸項目にわたって綱引きが行われたが、感化院は内務省にとって最も譲れない項目であったのであろう。その意味では内務・文部両省にとってというよりも、内務省にとってより一層の関心事であったというべきかもしれない。

それに対して、教化団体が文部省に移管することに対して、内務省はどう反応したのであろうか。「反対セス」としたコメントに対する内務省から反論が試みられた形跡はないが、そのことは既に教化団体の所管には関心を示さなかったことを意味するのであろうか。そして、教化団体、青年団、処女会等に関しては所管を断念するかわりに、「合議ヲ要ス」るとの一札を入れておいたと考えられる。それは内務省にとってせめてもの威信を示すものであったといえよう。

また、そうした推測が成り立つとすれば、このメモは調停役の立場にあった人物というよりも、内務省関係者が書いたものとの仮説も成り立つことになろう。

さらにそこでは勤僕獎勵の所管は大蔵省と内務省との間で取り決めることが提案されている。教化団体の所管に対して大蔵省は絶えず内務省に歩み寄りの姿勢を採り続けてきたが、この提案もその延長線上で考えるべきであろう(勤僕獎勵<勤僕貯蓄>に関してはすぐ後で触れるが、詳しくは註(9)を参照のこと)。

この後、教化団体をはじめ青年団や処女会等が文部省の所管へと最終的に決着するまでにはさらにいくつかの閑門を通る必要があった。

まず、大正15年8月3日に開かれた第42回の幹事会では「整理案」に見られた諸項目に関する内務省の見解が潮幹事から表明されている。そのうち、文部省に関係したのは5、7、8、9の4項目であったが、5は同意、7は絶対反対、9は現状維持となっているのに対して、8に関しては一番長いコメントが付されていた。

そのコメントによれば、「社会教化ニテ心広スギル、具体的ニ拳ゲテ審議シタシ感化院ノ文部省へ移管ハ反対、教化団体青年団処女会ハ文部省所管トスルコトハ内務省ト協議シ勤儉奨励ハ内務、大蔵両大臣ニテスルコトシタシ」とある(ちなみに勤儉奨励に関しては直後に幹事長の山川端夫法制局長官から「本案中ニ含マレズ」とされている)。

このコメントからは明らかに「整理案」の内容に対して内務省は不満足を表明していることが読み取れる。そのためさらに「内務省ト協議」を重ねるべきであると説くのであった。このコメントは「他ハ移管ニハ反対セス但シ合議ヲ要ス」とした鉛筆書きのコメントよりも、内務省としては教化団体の所管に執着しているように思われる。

のことから、内務省から提出された「行政調査会議案(三)」の中で教化団体に関する項目がなかったのは、既にその時点で無関心であったためではなかったかとした推測は誤りということになろう。

これらのことから考えると、この時点ではまだ教化団体、青年団、処女会の所管は内務・文部両省間で未確定であったと考えるべきであろう。

ところが、9月13日の第58回幹事会で「内務省ノ八社会教化ニ関スル事務ヲ文部省ノ所管トスル件」に関して、山川端夫幹事長が「教化団体、青年団、処女会及之ニ関連スル問題ハ文部省ニ移スコト、而シテ重要ナルモノニ付キテハ予メ内務省ト合議スルコト、尚合議ノ範囲ニ付テハ両省相談シテ置クコト(可決)」と発言しており、ここに教化団体は最終的に文部省への移管が決定している。

内務省としては潮の発言に見られたように文部省に対して「協議」を求めたものの、鉛筆書きのメモのように「合議ヲ要ス」の範囲に留まっていたのであった。

その後、9月23日に再び「各庁事務系統整理案」が提出されている。それは各省庁からの提出事項を再整理したものと思われるが、そのうちの「内務省ニ関スル事項」を見ると教化団体、青年団、処女会の所管事務は8番ではなく16番となっている⁽⁸⁾。

その16番の前文には「教化団体、青年団、処女会ニ関スル事務ハ文部省ノ所管トシ其ノ内務省ノ事務ニ関係アル重要事項ハ文部省ヨリ内務省ニ合議ヲ為スベキモノトシ合議事項ノ範囲ハ予メ両省ノ協定ニ依ル」とある。それは第58回の幹事会の決定を受けたものといえよう。

また、先のメモには「合議ヲ要ス」との指示があったが、この前文でもその指示通りに「文部省ヨリ内務省ニ合議ヲ為スベキモノ」とある。このことから、所管は文部省とされたが内務省による牽制が働いていたことになる。とはいって、「合議事項ノ範囲ハ」内務・文部両省間の「予メ両省ノ協定ニ依ル」とあるから、内務省による牽制にも歯止めが掛けられていたことになる。そのあたりは微妙な駆け引きが働いているようである。

また、この項目には教化団体、青年団、処女会等が文部省の所管となった経緯が前文に引き続き記載されているので、その(説明)の部分をひとまず掲げておきたい。

(説明) 教化団体、青年団及処女会ハ現在内務文部両省ノ共管ニ属スルモ同一団体ヲ二省ノ共管ニ属セシムルコトハ行政ノ敏活簡明ヲ期スル所以ニアラサルヲ以テ比較的関係深キ一省ノ所管ニ属セシムルヲ相当トス而シテ教化事業ハ倫理運動ニシテ教育及宗教トノ関係密接ナルヲ要スルニ依リ、青年団処女会ハ其ノ修養団体タルノ実ヲ拳ケムカ為ニハ学校教育ト密接ナル関係ヲ有スルニ依リ之ヲ文部省ノ所管トスルヲ相当トス但シ其ノ内務省ノ事務ト密接ノ関係アル重要事項ニ付テハ同省ニ合議ヲ為スヘキモノトス而シテ感化院、勤儉貯蓄、地方改良ノ如キ事務ハ依然内務省ノ所管トス

(説明) の部分は以上の通りであるが、ここでは前文で教化団体が文部省の所管とされていたにも拘わらず、青年団、処女会とともに内務・文部両省の「共管ニ属スル」とされている。もっとも、(説明) のそれ以下の部分では「文部省ノ所管トスルヲ相当トス」とあるように文部省の所管と明記されている。したがって、現在とは従来という意味に解釈すべきであろう。

また、(説明)によれば「教化事業ハ倫理運動ニシテ教育及宗教トノ関係密接ナルヲ要ス」とある。この文脈は文部省が説明書として提出した「行政調査会議案(八)」の「文部省専管トナスノ理由」の第1項にあった「教化運動ハ倫理運動ニシテ……」とほぼ同じ内容である。このあたりには文部省の意向が反映された形跡が窺える。

もっとも、単に文部省の意向だけが反映されたとはいえない。というのは、先に内務省による牽制が働いたことを指摘したが、この文末にも「内務省ノ事務ト密接ノ関係アル重要事項ニ付イテハ同省ニ合議ヲ為スベキモノ」との一札が入れられているからである。

ところで、感化院、勤儉貯蓄、地方改良が「依然内務省ノ所管」として強調されている。このことはどのよう

に解釈すべきであろうか。

感化院は文部省との間で所管が争われ、「整理案」では一時「文部省ノ所管ト」されたものの、「移管ニ反対」とのクレームが付き内務省の所管となった経緯があった。ということは、文部省が所管を熱望して止まなかった事項を併記することで、内務省はここでも改めて威信を示そうとしたのであろう⁽⁹⁾。

この後、11月1日に第21回の委員会が開催されている。その委員会速記録によれば「教化団体、青年団、処女会ニ関スル事務ハ文部省ニ移シ、サウシテ内務省ノ事務ニ関係アル重要ナル事項ハ内務省ト合議ヲスルト云フコトニ決メタノデアリマス、併シ其合議スペキ事項ノ範囲ハ予メ両省ニ於テ之ヲ協定スルト云フノデアリマス、尤モ此事務ヲ文部省ニ移シマシテモ尚ホ感化院、勤儉貯蓄、地方改良ト云フヤウナ事務ハ無論内務省所管トシテ置クノデアリマス」⁽¹⁰⁾とある。

そこでは、教化団体その他の取り扱い及び感化院その他の処遇に関して、行政調査会での審議の結果が要約されていたといえよう。教化団体が正式に文部省に移管されたのは先に述べたように1928(昭和3)年10月1日であった⁽¹¹⁾。

註

(1) 国立公文書館所蔵行政調査会関係史料「雑書類(一)」及び「参考書類」所収。以下その都度出展を明記しない場合もあるが、行政調査会関係の史料はすべて国立公文書館所蔵のものを使用した。

(2) 幹事会は第1回が大正14年5月14日で、最終の第68回が大正15年11月9日である。なお、幹事は「内閣及各省高等官ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス」とある(「議案配付表」大正14年～昭和2年)。

(3) 委員会は第1回が不明であるが、第2回が大正14年9月11日で最終の第25回が昭和2年4月8日である。

(4) 特別委員会は第1回が大正15年11月8日で最終の第9回が昭和2年4月12日である。

(5) 内閣官房編『内閣制度七十年史』(1955年) p.467。その他に7、文官試験規則ヲ改訂スルノ要アルコト、8、軍部大臣任用制ヲ改ムルノ要アルコト、11、官業ノ整理スヘキモノアルコト等の項目がある。

(6) 抽著『近代日本社会教育史論』(下田出版 2003年)

を参照のこと。

(7) 大正14年9月2日に開催された第20回幹事会の小幹事会で労働組合法案が論議されたほか、続く第21回幹事会(同年9月9日)の小幹事会でも労働組合法案が論議されている。以下第22回幹事会(同年9月16日)の小幹事会では工場法施行令が、第23回幹事会(同年9月24日)の小幹事会では労働争議調停法がそれぞれ論議されている。それらは9月30日の第24回幹事会での議題として論議されている。

(8) 教化団体、青年団、処女会に関する番号はこの後昭和2年に出された特別委員会報告書の「各庁事務系統ノ整理ニ関スル件」では11番となっている。この番号はどのように決められたのかは明らかではない。

(9) 『文部時報』121号(1923<大正12>年9月)所収の「地方行政録事」には熊本県教育職員職務規程がみられ、社会教育主事補の職務として1、感化救済ニ関スル事項、2、地方改良ニ関スル事項、3、民力涵養ニ関スル事項、4、免囚保護ニ関スル事項、……8、其ノ他社会事業ニ関スル事項等が列記されている。このことは「行政機構の末端に行くほど、社会教育が社会事業や一般行政と複合」(『日本近代教育青年史』第7巻 p.837)するものではあっても、これらの事項はいずれも内務行政に含まれるものばかりである。つまり、地方行政機構では内務省と文部省の競合が見られたのであるが、行政調査会で勤儉貯蓄や地方改良が議論されたのは、そうした地方での状況を反映するものであった。

なお、勤儉貯蓄(奨励)とは民力涵養運動で内務省が、生活改善運動で文部省が主張したもので、それぞれに競合するものであった。内務省としては大蔵省との連携を望んでいたと思われる。このことを文部省に横槍を入れられないために(之ハ原案ニハ包含セス)との但し書きが添えられていたのであろう。先に大蔵省案としては教化団体の所管を内務省にとの判断を下していたが、勤儉貯蓄でも大蔵・内務両省は歩調を合わせていたことになる。

(10) 国立公文書館所蔵「行政調査会関係文書」所収「第21回委員会速記録」大正15年11月1日。先に9月23日に提出された「各庁事務系統整理案」はこの委員会でも正式な書式で提出されている。それによれば作成日は大正15年10月とあり、各項目の内容も9月23日のものと異なっているものがある。「教化団体、青年団、処女会事務ノ所管」に関する番号は16で同じである。

(11) 後の回顧であるが、粟屋文部次官は「昭和3年、当時各省所管の公共団体に、文部と内務、商工と農林等と双方に跨つて所管の判然しない団体があつたのを、調査整理して所管を定めることになったが、体育会とか青年団等は新に文部省所管に移したが、此の教化団体だけは、立派なものもある代りに、中には随分いかがわしきものもあつて、其の統制容易ならずと見て、実は文部省移管は非常に迷惑だと考へたのであるが、結局文部省移管となつた」と述べている(中央教化団体連合会機関紙『教化運動』昭和9年1月21日「各氏の所感」)。この回顧は教化団体の所管を熱望した文部省の姿勢とはかなりの落差がある。真意はどこにあったのであろうか。

終章 若干の総括

これまでの経過を総括して本稿を終えたい。

1921(大正10)年段階で内務省と文部省はともに教化団体に対する組織化の働き掛けを行ったが、それ以降社会教育局設置を視野に入れた1923(大正12)年段階までは文部省が一步リードしていたと述べた。

ところが、文部省が「受身の地位」に甘んじているうちに、内務省社会局の主導により教化団体連合会の組織化が進められ、1924(大正13)年1月に結成された。この段階になると内務省が一步リードすることになった。内務省社会局が教化団体連合会の組織化に主たる役割を果たしたことは、教化団体に対して影響力をより強める結果になったと考えられよう。

したがって、行政調査会での審議を経た後に教化団体が文部省の所管に落着したことに対しては、岡本正平氏

が「昭和3年10月1日中央教化団体連合会(正確に言えば教化団体事務とすべきであろうー引用者補足)は、文部省に移管されたが、すでに全国的に実績のある教化団体が力のない文部省社会教育局の成人教育課(この時点では普通学務局社会教育課ー引用者註)の所管になったことについて教化団体側から猛然たる反対の声があり、文部省も一時その取り扱いに困惑した」(岡本著『社会教育講義』p.91~92)と指摘するような状況が起きることは十分考えられる(もっとも、岡本氏は史料の出展を示していないため、具体的にはどのように「反対の声」が起きていたのかについては不明である)。

しかし、ここで問題とすべきは、文部省はそれほどに教化団体に対する影響力が少なかったのであろうかということである。それよりも、これまでの経過から見る限りでは影響力は内務省並に大きかったのではなかろうか、と反論せざるを得ない。

ということは、教化団体が文部省の所管となることに対して、そのような反対が起きたのであろうかという疑問が生じる。内務省は行政調査会で審議を続けるうちに、教化団体の所管を巡る駆け引きよりももっと緊張感を強いられる場面に遭遇していた。それはいうまでもなく労働組合法案や労働争議調停法案、工場法施行令中改正案を巡って司法省や海軍省との間の駆け引きであり、感染院を巡る文部省との緊張関係である。

そのことから考えれば、教化団体の所管は内務省が執着しつつも、所管要求を熱心に説いた文部省の側に案外すんなりと落ち着いたのではなかろうか、とも思われるるのである。

Summary

The federation of enlightening groups was established by domestic bureaucrat in 1924.

They chiefly beloned to the social section of domestic burier. Before the establishment of the federation, enlightening groups existed in local areas respectively.